



223号

2018年

7月19日

発行所 岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1

電話 086-252-1111 (代)

7168 (内線)

直通 TEL&amp;FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/>メールアドレス [ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp](mailto:ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp)

目次： 1~2: 豪雨災害関連 2~3: 60分授業・4学期制に関する要求書への回答 3: 定期大会報告  
4~6: 活動方針、役員一覧 7: 全大教中四国教研集会報告 8: 旅日記

## 豪雨に被災された方々にお見舞い申し上げます



この度の豪雨により、岡山県内でも真備町をはじめ多くの地域で浸水・土砂災害が発生しております。災害の犠牲となられた皆様に哀悼の意を表しますとともに、被災された方、ご家族、関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

本学においても半田山の土砂崩れで、一部被害が出ていますし、真備町で自宅が浸水した学生やJR伯備線、津山線の不通により通学できない教職員や学生が多数でています。元の生活を取り戻すには長い時間がかかることが予想されます。岡山大学職員組合では組合員との連携により、被災した方々に物心両面で可能な限りの支援を行うべきだと考えています。どうか組合員の皆様のご協力をお願いいたします。

今回の被災地の方々に、一日も早く安寧の日々が戻りますよう、祈っております。梅雨明け後、酷暑が続いていますが、体調を崩さないよう、お過ごし下さい。

なお、今回の豪雨災害に際しては、講義や大学院の入試の実施に際して、本学の対応に問題がなかったか、組合から大学側へ問題提起をしたいと考えています。またボランティア活動に対する大学の姿勢に対しても、疑問が生じるところがあるので、対応を検討しています。(執行委員長 稲垣賢二)

## ボランティアに参加する方へ (実際に参加された組合員による情報)

- ・ボランティアの募集は県のホームページ等で随時確認してから行きましょう。募集が終了している市町村もあります。岡山県は「平成30年7月豪雨に伴う災害ボランティアについて」というサイトを準備しています。
- ・連日報道されている真備町以外にも、ボランティアを求めている場所は多数あります。また、行き帰りの交通の便もよく考えて参加しましょう。
- ・ボランティアに参加する際は、まずは地域の社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターに行き、登録を行う必要があります。登録と同時に、ボランティア保険にも入れますから、事前に入っていく必要はありません。
- ・参加に必要なものは、作業に適した服装(長袖、長ズボンの上下、作業服や運動着が良い)、長靴(安全靴タイプのものが望ましい)、軍手(とゴム手袋もあると便利)、帽子、タオルです。
- ・水はたくさん持っていきましょう、3リットルくらいはあった方が良いです。
- ・とにかく暑いですので、その点はよく覚悟していきましょう。昼休憩も炎天下でとることもあります。(作業時間はおおむね午前9時頃から15時頃まで)



## 大雨で被害を受けられた方へ 教職員共済生協からお知らせ

教職員の皆様

この度、西日本を中心とした記録的な大雨等にて

被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

教職員共済の各共済をご契約の方で、「お体のけが」「建物への被害」を受けられた方は、下記までご連絡ください。

**共済金ご請求専用フリーダイヤル 0120-065-411**  
(受付時間:平日午前9時～午後5時30分)



### 【共済金のお支払について】

次の各共済をご契約されている方はお支払いの対象となります。

<http://www.kyousyokuin.or.jp/case/fuusuigai.html>

ただし、ご契約内容や被害の状況により共済金をお支払いできない場合がございます。詳しくはお問い合わせください。

#### ●「建物に被害」を受けられた場合

- ・総合共済
- ・火災共済・自然災害共済

#### ●「車両に被害」を受けられた場合

- ・車両共済（保険）  
車両の被害に関しては0120-492-509（携帯・PHS可）にご連絡ください。
- ・自動車共済

※自動車が流失・浸水等して使用不能となった場合、解約手続きをお取りください。

新規車両取得の際、等級を引き継ぐためには中断証明書の提出が必要となります。後刻、ご案内いたしますので、解約手続き用紙の通信欄に「大雨による浸水」等、分かるように記載をお願いいたします。

#### ●「けがで死亡・障害・入院・休業・通院」となった場合

- ・総合共済
  1. 30日以上連続した入院・休業の場合
  2. 業務中、通勤途中のけがが原因で事故の日から30日以内に通算して4日以上、入院・通院した場合
  3. 死亡された場合
  4. 後遺障害が生じた場合
- ・医療共済
  - 1 泊2日以上継続した入院の場合
- ・レスキュースリー（交通災害共済）  
入院・通院した場合、死亡または所定の障害を負った場合（一般傷害で補償）
- ・団体生命共済  
死亡または所定の障害を負った場合
- ・新・終身共済  
死亡または所定の高度障害を負った場合
- ・年金共済  
死亡された場合  
※A型に加入され、掛金払込中（60歳未満）の方は、重度障害を負った場合も対象となります。

フリーダイヤル 0120-628-095（平日 9:00～17:30）担当：藤原・小西・油谷・木村

教職員共済HP：<http://www.kyousyokuin.or.jp/>

教職員共済大学事業所HP：<http://www.daigaku-kks.jp/>

## 6/27 60分授業・4学期制に関する要求書への回答が届きました

（要求事項）

1. 1,2学期あるいは3,4学期をまたがった講義を開講できるようにすること。
  - ・ 学期をまたがった講義の場合、シラバスは学期ごとではなく一つでよいとすること。
  - ・ 学期をまたがった講義の場合、1学期末もしくは3学期末での成績評価は行わなくてよいことにすること。
2. 授業の負担を軽くするために以下のいずれかの改善を行うこと。
  - ・ 1コマ60分ではなく50分もしくは45分とする。
  - ・ 1単位あたりの講義実施回数を15回ではなく12回もしくは13回とする。
  - ・ 1コマ60分15回講義を行うなら単位数を1.35単位あるいは1.5単位とする。



（要求事項1.についての回答）

現在でも、60分授業・4学期制をとっている各部局それぞれでカリキュラムを検討した結果、1,2学期あるいは3,4学期またがりて開講している講義はあります。これら学期またがりの講義のシラバスは、学期毎ではなく、2学期を通してのシラバス内容になっているかと思えます。

また、学期またがりの講義に限らず、小テストなど、中間段階で学生の理解度・学修の到達状況を適宜確認する体制を取っていただけると幸いです。

既にご要望の対応が可能な点もございますが、いずれにしましても、岡山大学未来懇談会等、諸々の議論の場で広く意見をいただき、今後検討させていただきたいと思えます。

(要求事項 2.についての回答)

1 コマの分数や講義実施回数単位数の考え方については、大学設置基準の規定と関連しており、早々に結論を回答できるものではありません。岡山大学未来懇談会等、諸々の議論の場で広く意見をいただき、今後検討させていただきたいと思えます。

なお 60 分授業 4 学期制の導入は、「教育の質保証」を実現化するという目的で行われたものです。したがって、制度の見直しに当たっては、その趣旨が十分に担保されたものであることが必要であると考えています。



60 分授業・4 学期制に関する要求書に対する回答が来ましたが、われわれの認識と懸け離れた回答であると感じます。例えば、「学期またがりの講義のシラバスは、学期毎ではなく、2 学期を通してのシラバス内容になっているかと思えます。」とありますが、現実には、実質的には一つの授業なのにみかけだけ異なる授業名をつけて学期毎にシラバスを書き、成績評価をしているという授業が少なからずあることは、授業を担当している教員ならばみなわかっていることでしょう。

これまで組合からも、また各学部の教務委員会等からも 60 分授業・4 学期制の弊害を指摘する多くの意見がすでに出されています。「諸々の議論の場で広く意見をいただき、今後検討させていただきたい」とありますが、すでに意見は十分集まっていると思われます。

全国初と銘打って 60 分授業・4 学期制を始めてすでに 3 年目、そろそろなんらかの改善案を具体化するべきではないかと組合では考えて具体案を提案しました。それに対する大学からの回答が上記に示したものです。大学は 60 分授業・4 学期制の目的を「教育の質保証」の実現化としていますが、「教育の質保証」がされているか具体的にどうやって検証するのかを大学側は明示し、それに向けての対応を示すべきだと考えます。

## 6/20 2018年度 定期大会を開催しました

6 月 20 日 (水) 午後 6 時より 7 時 20 分まで、2018 年度定期大会が開催されました。出席者は 35 名でした。

藤原副委員長の開会宣言、五十嵐副委員長の資格審査報告の後、花谷正氏と飯田洋介氏が議長に選出され、議事が進行していきました。

稲垣委員長の挨拶の後、第 1 号議案 (2017 年度活動経過報告) が笹倉書記長によって提案されました。2017 年度の活動としては、特に教員のボーナス時の評価が冬より翌年夏の方が低くなる場合があったことの是正、出前講義における交通費実費確保、3 年次編入試験の入試手当支給の実現、夜間看護手当増額の成果を得ました。また、非常勤職員の 5 年を超えての雇用に関してさまざまな個別相談に対応しま

の開催を行いました。11 回の組合だよりの発行を通じて学内世論の形成も試みています。また、新任採用教員を対象とした年俸制アンケートを行いました。

その後、木村副委員長による第 2 号議案 (2017 年度決算報告、特別会計決算報告)、荻野委員・田村委員による会計監査報告、笹倉副委員長による第 3 号議案 (2018 年度活動方針)、第 4 号議案 (2018 年度予算案)、が提案されました。

議案に対しては、単組支援金、退会人数、全大教からの支給金についての質問がありました。

全ての議案が拍手を持って承認された後、2018 年度の役員選挙が行われました。立候補者全員が承認された後、委員長稲垣賢二氏の挨拶がありました。





## 2018年度活動方針

はじめに

岡山大学職員組合（連合体）は、今年度も「7つの柱」を堅持して活動していきます。

1. 「大学の自治」の一員として、大学の民主的運営に資するよう努めます。
2. 「学問の自由」の擁護者として、快適な研究・教育環境づくりに貢献します。
3. 「働く者の権利」の擁護者として、労働条件の改善に努めます。
4. 「人権委員会（ユニオン）」を組織し、ハラスメント問題などの人権侵害と取り組む組合員を支援します。
5. 学習会や文化サークルなどを組織・支援し、組合員の文化的要求に応え、仲間づくりを支援します。
6. 平和・人権・民主主義を柱とする日本国憲法の本質を大切に、それが大学内において活かされるように努力します。
7. 組合は、上記の立場から新しい大学づくりに積極的に参加します。



### 大学を取り巻く情勢

2012年第二次安倍内閣から続いているアベ政治であるが、その特徴を次のように描くことができる。その目的は、(1)戦前日本の侵略戦争を美化する復古的日本主義、(2)アメリカの戦争に全面荷担できる軍事大国化、(3)グローバル企業に奉仕する国家づくりであり、その手法として、(1)友と敵を峻別し、対立を煽り、友だちを優遇し、(2)官邸に権限を集中し閣議決定による側近政治を行い、(3)憲法・法律に基づいた手続や権限の無視・軽視し、(4)教育、そして大学を動員し、(5)マスメディアへの介入による世論操作を行っている。

本来、日本国憲法は、「国会は国権の最高機関である」とし、討議と熟慮に基づいた政治を求めているが、その討議をすっ飛ばし、友達の間で政策を決め世論操作によって国政を動かしている。その政治手法は、自民党の議員からさえ、このままなら自民党だっていけないじゃないかと批判されている。

こうした構造のなかで、大学政策が進められている。大学では、日の丸・君が代の押しつけ、軍事研究への誘導、教授会権限の縮小・学長権限の強化、グローバル人材育成・イノベーション改革に役立つための大学改革、それにとまなう文系学部・教育学部の縮小・再編、大学の三類型化と運営費交付金の傾斜配分による大学間格差の拡大などが進められ、さらに2017年5月「専門職大学」を創設することを盛り込んだ改正学校教育法が成立した。これら改

革は、専門性を担保し、大学の自治、学問の政治からの独立を保障するための法制度をことごとく無視して実施されている。内閣の一部構成員の独善によって文科行政が行われ、大学がそれに振り回されている。

こうした中、安倍首相は2017年経団連パーティのスピーチで「明治以来の大学改革に着手する」こと、「地方大学の強化、実践的な教育」の充実を表明したが、学問のなんたるかを心得ず、目先の利害を追う改革が、大学をさらに疲弊させないか懸念される。

学長に、自主性・自律性を堅持する姿勢が望まれるところであるが、運営費交付金が毎年削減され、競争的資金が増加するなか、文科行政を付度せざるを得ない状況が作られている。こうして、全国の大学の教員のうち約半数は非常勤で、常勤の専任教員も約4分の1が「特任」「特命」などの形で任期付き雇用という事態に至っている。

安倍総理のお友だち優遇を象徴しているのが、森友学園問題であり、加計学園問題である。森友学園問題とは、国有地を8億2000万円値引きしてもらい、1億3400万円で購入した事件である。この問題について財務省は、参議院に森友学園決裁文書のコピーを提出していたが、そのコピーは財務省が決裁内容を大きく改竄したものであることが判明した。また加計学園問題では、前文科省事務次官前川氏が、文科行政が歪められたと批判している。なお、森友学園問題が発覚すると、財務省近畿財務局の男性職員が自殺している。一方、責任者とされる佐川氏は財務省理財局の局長から国税庁長官へと昇進したが、結局、世論の前に辞任。そして、財務省事務方トップの福田事務次官もセクハラ疑惑で辞任した。ここに見えるのは、安倍政権のもとでの官僚たちの政権へのすり寄り国民に対するおごり、そして女性蔑視の構造である。

ところで、安倍晋三首相は昨年5月3日、日本会議などが主導する改憲派の集会にメッセージを送り、「2020年に、自衛隊の存在を憲法第9条に書き込んだ改憲を施行する」と表明した。しかし上記事件への内閣の対処への不信もあり、本年5月2日の朝日新聞によれば、安倍政権下での改憲に「反対」が58%と報道された。小泉進次郎自民党議員の言葉を借りれば「信頼なくして、憲法改正なし」と言わざるをえない。

なお、本丸である9条改憲案の内容にも様々な意見が示されている。9条を絶対に変えるなどという意見もあれば、専守防衛までならOKという意見もある。しかし、安倍氏が前回示した2項維持案は、自

衛隊を「必要最小限度の実力組織」と定義していたが、今回の自民党修正案ではそれを、「必要な自衛の措置をとることを妨げず」とした。歯止めをなくし、自衛の名のもとにアメリカの戦争に参加する準備かと思われる。また自民党案は、自衛隊を憲法に明記することにこだわっている。しかし、憲法に機関名が出てくるのは天皇・摂政、国会（衆議院、参議院）、内閣、裁判所、会計検査院のみであることを考えれば、それを憲法に書き込むのは破格の扱いといえる。現在の自衛隊は国会が創造したものであるが、それを憲法が創造したものとするのは、首相率いる自衛隊を国会から独立したものと解釈する余地を生み、シビリアンコントロールの観点からも大きな問題を孕むものだと思われる。

### (1) 大学の自治の担い手として

上述の状況を踏まえ、岡山大学職員組合は次のような活動に取り組みます。

- ①岡山大学、そして日本の大学が置かれている状況を分析し、大学改革のあり方について大学に提言できるよう、すべての組合員とともに検討します。
- ②政府の進める大学改革に細心の注意を払いつつ、岡山大学におけるガバナンス改革を分析し、見解を表明します。
- ③各単組を通じて、必要に応じてアンケート調査によって大学運営に関する組合員の声を収集し、大学当局に伝える役割を果たします。
- ④団体交渉に加えて、学長との懇談会などを持ち、職組として大学運営に対する提言を行います。
- ⑤全国の大学運営の改善のために、全大教とも協力して政府や社会に対して必要な働きかけを行います。

### (2) 労働条件の改善

- 労働条件の改善に取り組み、働きがいのある、働きやすい職場づくりに取り組みます。
- ①組合員の要求にもとづいて労働条件の改善を実現するための団体交渉を行います。必要に応じて、人事課との予備交渉にも取り組みます。
  - ②すでに導入された年俸制について、非合理的部分について批判を行い、より良い制度となるよう努力します。また、新規採用者に強制されている年俸制を自由意思による選択制とするよう求めます。
  - ③60分授業・4学期制の評価と改善提案に取り組みます。
  - ④基盤的研究費確保の要求等、教員の研究環境の改善に取り組みます。
  - ⑤厳しい労働環境におかれている病院職員の労働条件改善に取り組みます。
  - ⑥有期雇用職員の無期雇用の対象となる職種の拡大、正規職員への登用機会の拡大、時給改善などに取り組みます。雇用期限5年を迎える有期雇用職員・

特別契約職員が一人でも多く働き続けられるよう運動します。

- ⑦サービス残業やパワハラの根絶、男女共同参画への取り組みなど、働きやすい職場をつくるために努力します。
- ⑧職員代表委員と積極的に連携をとりながら労働条件の改善に取り組みます。職員代表委員会の情報公開を促し、広報に努めます。

### (3) 組合員の拡大

大学当局との交渉力を高めるために、未加入教職員へ加入をさらに働きかけ、組織拡大に取り組みます。



- ①「組合リーフレット」と「組合だより」を活用して組合活動の成果と魅力と意義を広報し、誰もが参加でき「参加して楽しい組合」像、「みんなの役に立つ組合」像の周知に取り組みます。
- ②組合員拡大キャンペーンを実施して集中的に組合員の拡大に取り組みます。
- ③単組による組合員拡大を支援します。
- ④病院職員、事務・技術系職員、有期雇用職員の組合加入の拡大に意識的に取り組みます。
- ⑤少なくとも同一対象者に、5回は声かけを行います。50名の新規加入をめざします。

### (4) 組合の組織・体制強化

岡山大学の自治の担い手として力を発揮するために、組合員を増やすとともに、組織・体制を強化します。

- ①三役の役割分担を明確にして、責任を持って活動を遂行できる執行部を確立します。執行委員会は原則として毎月開催し、連合体の活動について協議するとともに、大学改革について学習・討論する時間も確保します。
- ②単組の独自性を尊重しつつ、各単組・各階層の利害・意見を調整し、協調して大学当局と交渉できるようにします。
- ③各単組の活動を財政面も含めて支援し、各単組の組織力・交渉力の強化を支援します。
- ④各単組と連合体との関係について検討します。
- ⑤未組織部局教職員の連合体への個人参加を呼びかけるとともに、事務系組合員の組織体制について検討します。

### (5) 人権部と法律相談所

組合員の生活と権利が脅かされています。こうした状況の中で頼りになる組合になるために、人権部と法律相談所「ユニオン」をさらに充実させていきます。

- ①広報を充実させ、利用しやすい仕組みを確立していきます。



- ②教職員の権利をめぐる相談の窓口となる人権部の機能を充実させます。
- ③団体交渉の力を強化するため、非常勤職員問題など組合活動についても法律的な根拠について法律相談所「ユニオン」に相談し、組合と法律相談所「ユニオン」との協働を図ります。

### (6) 広報活動

団体交渉などの組合活動の状況や岡山大学をはじめ全国の大学の状況、文科省の大学政策など、わかりやすく広報します。

- ①タイムリーな内容で読みやすい「組合だより」を編集し毎月発行を目指します。
- ②「組合だより」を発行後すみやかに、全組合員へ配布できるよう各単組に協力を求めます。
- ③ホームページの充実に取り組みます。
- ④組合や全大教からのニュース等を直接メールで送付するサービスへの参加者を増やします。

### (7) 文化・学習会・レクリエーション活動



格差が広がり、偏見が横行し、社会はますます生きづらい状況になっています。こうしたなか組合が魅力的なコミュニティとなることが、大学構成員にとっても、社会にとってもますます重要となっています。そこで、組合員のリフレッシュと組合員同士の親睦を図ります。

- ①連合体として組合員の親睦を図るレクリエーション活動に取り組みます。
- ②各単組の文化・学習会・レクリエーション活動に協賛し、その成功・充実に貢献します。
- ③職場・職種を越えた交流の場であり、コミュニティの絆となる組合合唱団を支援します。
- ④組合員が文化活動に参加する機会を充実させるため、演劇・映画・講演会等の参加費補助を行います。

### (8) 平和と民主主義の取り組み

平和・人権・民主主義を柱とする日本国憲法の精神を組合活動の基礎に置き、これを実現するための諸活動に取り組みます。

- ①これまでも構成メンバーとして参加してきた「憲法のつどい岡山実行委員会」「『建国記念の日』問題連絡協議会」に可能な範囲で協力していきます。
- ②その他の学内外の平和と民主主義の実現に取り組む活動について、協力の依頼があれば執行委員会と協議し、可能な範囲で協力していきます。

### (9) 全大教と中四協等の連携

団体交渉を進めるために不可欠な文科省の大学政策や他大学での団体交渉の状況などの情報を収集するためにも、そして、文科省の大学政策に対する提案を行うためにも、国立大学法人・高等専門学校の職員組合の全国組織である全大教との連携強化を図ります。

- ①全大教第29回教職員研究集会を岡山大学で開催し、全国の大学職員組合と交流します。
- ②全大教との関係を維持し、報告・連絡・相談を密にし、情報収集を行います。
- ③全大教の開催する会議・教研集会等へ参加します。
- ④全国、とりわけ中四国地区の大学職員組合との連携を強め、親睦を図ります。
- ⑤全大教病院協議会との連携・協働を図ります。
- ⑥全大教を通じて、大学政策の改善に向けて政府や文科省への働きかけを強化します。

### (10) その他

- ①事務所の活用促進  
事務所を充実し、各単組の活動を支援します。
- ②教職員共済の取り組み  
教職員共済のパンフレットなどを配布し、広報活動を行い加入促進を図ります。また共済説明会を開催し、現職者向けや退職予定者向けの個人相談会も開催します。



## 役員一覧

執行委員長	稲垣 賢二	農学部
副委員長	五十嵐 潤美	全学教育
〃	小河 達之	医学部
〃	大橋 功	教育学部
〃	高橋 裕一郎	理学部
〃	中富 公一	法文経
〃	藤原 貴生	理学部
書記長	笹倉 万里子	工学部

執行委員	長畑 秀和	法文経
〃	吉岡 伸一	〃
〃	上森 武	工学部
〃	大西 孝	〃
〃	飯田 洋介	教育学部
〃	大竹 喜久	〃
〃	花谷 正	理学部
〃	宗正 晋太郎	農学部

執行委員	松本 拓也	附属学園
〃	三村 悠美子	〃
〃	大杉 博幸	医学部
監査委員	諸田 大輔	教育学部
〃	山川 純次	理学部
選挙管理委員	川崎 慎司	〃
〃	鶴田 剛司	農学部



## 全大教中四国教研集会報告



2018年6月18日(土)・17日(日)、島根大学において全大教第29回中国四国地区教職員研究集会が開催されました。一日目27名、二日目26名の参加があり、講演とレポート発表および討論が行われました。



講演は、元産婦人科医師である島根大学保健管理センター教授河野美江氏を講師としてお招きし、『大学教職員のメンタルヘルス』と題して、「教職員に対する保健管理体制」、「大学教職員の現状」、「メンタルヘルス対策」の3つのトピックについて専門的な立場からお話ししていただきました。講演中に行われたグループ・ディスカッションでは、各大学によって異なる保健管理体制について情報交換を行い、また、職場でできる簡単なリラクゼーション法など、ストレス解消に役立つ具体的な方法についても紹介いただきました。

レポートは、以下の10本の発表がありました。

### 『形骸化した休日出勤振り替え制度に対する労組の闘い』 鳥取大学教職員組合 小林勝年氏

休日出勤振り替え制度の実態調査を行い教員の書類上振休が頻繁に行われている現状を明らかにしたこと、および、その調査結果を基に労使交渉を行い休日手当の支給を実現するまでの経緯が報告されました。

### 『有期雇用職員の無期化:2018年の現状と今後の課題』 岡山大学職員組合 五十嵐潤美氏

有期雇用事務職員の無期化が実現したものの財政的理由により雇用が継続しなかった事例があり、大学に質問状を提出して現状を明らかにしたこと、また、今後の課題として「無期化後の待遇改善」、「有期雇用職員の待遇改善」、「非常勤講師の無期化」の3つに取り組んでいく必要があることが報告されました。

### 『高知県立大学における非常勤職員雇止め裁判について』 高知県立大学職員組合 中桐世利子氏

2015年度末に雇用慣行が急が変わって解雇された契約職員2名の大学に対する裁判の途中経過と、2017年度末に改正労働契約法の影響で6年契約のものが突然5年で解雇通告されたプロジェクト職員の訴訟に至るまでの経過が報告されました。

### 『アンケート結果から見える、現場の現状と今後の組合としての対応について』

島根大学教職員組合 大島朗伸氏

有期雇用職員の雇い止め問題に取り組むために行った事務系職員向けアンケート調査について報告されました。集計作業の負担軽減のため、単組として

初めてwebサービスを利用し、紙媒体との比較も考察されていました。

『香川大学幸町キャンパスの学務一元化問題(その他)』 香川大学教育学部教職員組合 三宅武史氏  
施設改修に伴い実施される学務一元化について、教員の意見集約や学生アンケートを元に、教員の負担増、学生の不利益などのデメリットや周知不足などの反対意見を団体交渉で訴えた経緯が報告されました。

また、労働基準監督署の監査により振り替え出勤割増料の不払いが判明し、2年分の割増料が支払われたこと、その後、割増料の発生しない同一週内での振り替え休日取得強要の動きがあることが報告されました。

### 『山口大学の「人件費削減計画」について』

山口大学教職員組合 滝野正二郎氏

2016年度の人件費削減騒動から2021年度に向けた新削減計画の発表に至るまでの経緯と、計画の内容を教育職と一般職のそれぞれについて報告されました。また、最近の人事院勧告上昇が財政難の要因になり、給与の人勧準拠が難しくなる危険性の指摘もありました。

### 『遠方の大学施設出張時の日当についての交渉』

愛媛大学職員組合 山口由等氏

50kmと80km離れた2つの施設への出張の日当支払いを求める団体交渉の経緯が報告されました。また、各大学の出張の日当の取扱について情報交換も行われました。

### 『高知大学教職員組合の取り組み』

高知大学教職員組合 峯一朗氏

労働条件への取組を中心に1年間の主な活動が報告されました。

### 『基盤研究費問題』

岡山大学職員組合・全大教教員部 笹倉万里子氏

基盤研究費不足の実態把握のために整理した情報を提示し、それを基に意見交換を行いました。また、安全保障推進制度への申請について岡山大学の状況が報告されました。

### 『安全保障技術研究に対する組合活動について』

徳島大学教職員労働組合 斉藤隆仁氏

大学の軍事研究について、その歴史と現状、徳島大学の状況が報告されました。徳島大学の審査基準が豊橋技術科学大学審議の観点をベースに作成されたこと、学長との懇談会を実施したこと、組合の果たす役割などが報告されました。

(副委員長 藤原貴生)



## ローカル線で行く！フーテン旅行記 第53回 茨城県から眺める太平洋！（前編） ひたちなか海浜鉄道 湊線

工学部単組 大西孝

今年も暑い季節がやってきました。夏といえば海！ということで、今回は海の見える鉄道をご紹介します。海といっても、普段見慣れた瀬戸内海ではなく、太平洋の大海原を眺められる茨城県の特徴的な路線を、2回に分けてご紹介します。

今回ご紹介する「ひたちなか海浜鉄道」は水戸市の北に位置するひたちなか市の勝田駅から那珂湊（なかみなと）駅を経て、太平洋沿いの阿字ヶ浦（あじがうら）を結ぶ湊線（みなとせん）を運営する第三セクターです。もともとは茨城交通という私鉄でしたが、利用者が減少する中、地域の足を守るために2008年からは第三セクター方式で運営することになりました。この路線には、新車として購入した車両だけでなく、全国の私鉄で走っていた中古の車両も購入して大切に使用しているという特徴があり、懐かしい国鉄型のディーゼルカーも1両だけ現役で走っています。この車両の運転予定は、公式ホームページでも紹介されるので、興味のある方は運転日と時間を調べてから訪れるのがいいでしょう。

勝田駅へは、水戸からJRの常磐線で1駅、5分少々で到着します。JRの乗り場に隣接する湊線乗り場に向かうと、昼間は1両だけのディーゼルカーがぼつんと発車を待っています。勝田駅の周辺は日立製作所やグループ企業の工場が多く、茨城県に来たことを実感します。やがてディーゼルカーは田園地帯に躍り出ます。特に晩秋の時期は、一面が黄金色の稲に覆われ、これぞ日本の農

村という風景を満喫できます。途中に「高田の鉄橋」という駅がありますが、これは2014年に新しく設けられた駅で、地域で湊線が利用されるための努力がなされていることは心強い限りです。

勝田から15分ほどで列車は那珂湊駅に着きます。この駅は漁港からほど近く、茨城名物のアンコウ料理を食べられる店も点在しています。濃厚なアンコウ鍋はもちろん、あん肝のような珍味を手軽に味わえます。特にアンコウ鍋は、鍋そのものも美味しいのですが、最後にご飯を入れて作る雑炊が絶品です。また那珂湊駅の構内には車両基地があり、湊線を走る個性豊かなディーゼルカーが休んでいます。各地の鉄道から集めた車両が多いため、それぞれ個性があり見ているだけで楽しくなります。さらに車庫や駅舎は木造のレトロなもので、昭和時代の地方私鉄に乗っているような気分になります。

那珂湊から終点の阿字ヶ浦までは太平洋に沿って北上しますが、残念ながら車窓から海はほとんど見えません。殿山（とのやま）という駅を出てしばらく走った所にある踏切から、一瞬ですが太平洋を望むことができます。那珂湊から10分程度で、終点の阿字ヶ浦に到着します。ここから海岸までは坂を下って15分ほど歩きます。夏場は海水浴場として賑わうそうで、かつてはJRからも海水浴客のために直通の臨時列車が阿字ヶ浦まで乗り入れてきたそうです。海岸を訪れたのはシーズンオフでしたが、潮風の中、打ち寄せる波と広い砂浜を眺めていると爽快な気分になります。この後は、阿字ヶ浦から那珂湊に戻り、次の目的地である大洗に向かうこととします。



途中の那珂湊駅には車庫があり、色とりどりのディーゼルカーが休んでいます。右の木造の車庫も懐かしい雰囲気を高めます。



終点の阿字ヶ浦駅に到着した旧国鉄のディーゼルカー。昭和40年に製造され、水島臨海鉄道を経て湊線へ移籍しました。駅の雰囲気と相まって懐かしさを感じさせる光景です。



アンコウ鍋とあん肝（右上）。那珂湊には漁港があり、周辺でもアンコウ料理を出すお店があります。アンコウ鍋の最後にいただく雑炊は最高！